

平成29年度第2回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成29年5月26日（金）
都庁第二本庁舎31階特別会議室21

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第2回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、本評価委員会は、評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づき公開とさせていただきます。

傍聴の方は、途中退席されても結構です。

なお、御発言等は御遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は会議次第でございますとおり、「馬事公苑（その2）について」の評価書案に係る意見聴取、「有明体操競技場について」及び「カヌー・スラローム会場について」の項目別審議及び総括審議、「その他」となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柳会長 分かりました。

皆さん、おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事の1は「馬事公苑（その2）について」ということで、評価書案に係る意見聴取となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 馬事公苑につきましては、5月18日にアセスメント実施者のオリンピック・パラリンピック準備局長より環境局長宛て評価書案の送付を受けましたので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））に係る審議をお願いするものでございます。

通常の審議会ですと諮問に該当するものになります。

読み上げさせていただきます。

29環総政第194号

平成29年5月26日

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長

遠藤 雅彦

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」(25環都環第505号 環境局長決定)の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（その2））

それでは、馬事公苑（その2）評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明をいたします。

なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会をお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、馬事公苑(その2)の評価書案について説明いたします。

馬事公苑の実施段階環境影響評価については、一部の項目を対象に、昨年12月に評価書並びにフォローアップ計画書を提出いたしました。その後、建築物の諸元が明らかになったことから、前回環境影響評価を実施していない項目を対象に、馬事公苑（その2）として評価書案を作成し、ホームページで公表いたしました。

今回は、その評価書案について意見聴取させていただくものでございます。

お手元の評価書案の15ページをご覧ください。こちらに馬事公苑の概要等をお示ししてございます。

敷地面積は表7.2-1に記載のとおり、約19万1,000㎡でございます。駐車場台数は昨年公表

した評価書では未定となってございましたけれども、北エリアで約100台、南エリアで約15台、公和寮エリアで約150台となっております。

主な建築物としては「表7.2-2 (1) 主な北エリアの建築物の概要 (予定)」にありますように、インドアアリーナが建築面積約6,340㎡、最高高さ約18mと、最も規模の大きい建物となっております。メインオフィスと管理センターが、同じく最高高さ約18mとなっており、そのほか厩舎等を整備する計画でございます。

17ページに「図7.2-2 配置図 (計画)」をお示ししております。

中央の一番大きい青い四角がインドアアリーナになってございます。

本評価書案については、5月18日から7月1日までの期間で、都民の方々の御意見の募集を行っております。

それでは、詳細について引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の内容について御説明をさせていただきます。

評価書案の11ページをご覧くださいませでしょうか。今回の事業の目的を記載してございます。

最後の段落、なお書きのところになりますけれども、今回の馬事公苑の全面的な改修整備につきましては、東京2020大会に向けて実施する第1期工事、それから、大会後に実施する第2期工事により実施する計画となっております。

このうち、第2期工事につきましては、東京2020大会を目的としたものではなくて、施設所有者である日本中央競馬会が独自に実施する事業であるため、オリンピック・パラリンピックの実施段階環境影響評価につきましては、第1期工事で整備する事業を対象としてございます。

17ページの「図7.2-2 配置図 (計画)」をご覧くださいませでしょうか。

配置図のほうで色分けで示してございまして、青い施設が第1期工事、東京2020大会に向けて整備する施設でございます。ピンク色の施設が幾つかありますけれども、こちらが大会後に整備をする第2期工事の施設でございます。

したがって、この青い施設を対象に環境影響評価を実施しているといったところがございます。

北エリアの中央にあるインドアアリーナ、その少し上のところにある管理センター、左側のほうにあるメインオフィスといったものが北エリアの中で大きな建物、最高高さが約18mの建物になります。

北エリアのインドアアリーナの右側のほうに厩舎が縦に並んでおりますけれども、高さが7～8mの建築物になります。

南エリアのほうに行きますと、青い施設の小さなほうが事務・JRA職員寮でして、最高高さが約15m、それから、右側のほうに厩舎がございますが、約10mの建物となっております。

続きまして「8. 環境影響評価の項目」でございますが、41ページをご覧くださいませでしょうか。

馬事公苑につきましては、一部の項目は既に評価を実施してございまして、表8-1で示している環境影響要因のうち、開催前の施設の建設、工事用車両の走行、建設機械の稼働といったものにつきましては既に実施済みになってございます。

42ページ、43ページをご覧くださいませなのですが、赤枠で囲ってございます「開催前」の「建築物の出現」あるいは「開催後」の「設備等の持続的稼働」の一部につきまして、今回、建築物の諸元等が明らかになりましたので、この赤枠で囲った中で項目を選定してございます。

順番にいきますと、「土壌」につきましては開催後の設備等の持続的な稼働に対するもの、「日影」「景観」、それから43ページのほうへ行っていただきまして「歩行者空間の快適性」「水利用」「廃棄物」「温室効果ガス」「エネルギー」「安全」「消防・防災」を対象に環境影響を実施してございます。

続きまして、実施した環境影響の結果を御説明いたします。

47ページからが「9.1 土壌」になります。

土壌の評価の結果でございますけれども、71ページになります。

「(2) 評価の結果」でございますが、本事業の実施に伴いまして、従前と同様に診療所や装蹄所が整備される計画となっております。

診療所につきましては、床面に浸透防止材料を用いまして、診療所で使用する薬品の地下浸透を防止するほか、薬品については獣医師が適切に管理し、使用済みの馬用の医薬品は適切に処分する計画となっております。装蹄所につきましては、有害物質を取り扱うことはないという計画になってございますので、設備等の持続的稼働に伴いまして、新たに土壤汚染が生ずるおそれはないと考えてございます。

73ページからが「9.2 日影」でございます。

85ページに「図9.2-5 等時間日影図」を入れてございます。

計画地周辺になりますけれども、敷地境界から5mの範囲で3時間、10mの範囲で2時間の規制

がかかっているエリアになります。それに対しまして、今、2時間と3時間の等時間日影のラインを入れてございます。

この結果を踏まえまして、86ページに「(2) 評価の結果」を記載してございます。

当然ながら、日影規制地域に対して、規制時間を上回る日影は生じないという結果でございます。

87ページからが「9.3 景観」でございます。

89ページに周辺からの写真撮影、フォトモンタージュを作成した地点を示してございます。敷地の四隅の交差点部分、それから、入り口に近いけやき広場のところから写真撮影を行ってございます。

その一部を御紹介いたします。100ページをご覧ください。

こちらがNo.3の敷地の北東側の交差点からの状況になります。先ほど申し上げました一番高い、約18mのメインオフィス棟が建つ側の地点になります。

現況、外周部に樹林帯がございまして、中の様子がかがえないというような状況なのですけれども、今後も引き続き樹林帯については保全されますので、内側の建築物についてはほとんど視認できないというような結果でございます。

101ページのほうが、今度は南エリアの付近で撮影したフォトモンタージュになります。

現況、従前のインドアアリーナの建物が見えるような状況になります。大会後につきましても、高さは少し低くなりますけれども、引き続き建築物が視認できるような状況になります。

104ページに、緑視率の変化の代表的なものを入れてございます。

先ほどの南エリア近傍からの変化の程度になりますけれども、緑視率としてはほとんど変わらないというような結果でございます。

以上を踏まえまして「9.3.4 評価」でございますけれども、106ページをご覧ください。

評価の結果のうち「2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」で御説明をさせていただきます。

107ページの中段ぐらいからになりますけれども、本事業の実施に当たっては、武蔵野自然林や外周部の樹林帯については、保全エリアとして樹木保全を基本とする計画としてございます。外周部の樹林帯は、高木の間引き等に伴いまして、外周部の緑が途切れてしまう箇所については高木を適宜補植し、外周部からのアイレベルで視線を遮り、周辺に配慮した樹林地を形成する計画としています。

したがって、本事業については従前の馬事公苑と同一の敷地における改変であるほか、建築物の最高高さは約18mまでに抑える計画であります。一方で、先ほどフォトモンタージュを見ていただきましたけれども、外周部の樹林帯は大きく変化せず、計画建築物は外周部樹林帯やけやき広場のケヤキによりほとんど視認できないという状況になります。

したがって、代表的な眺望地点からの眺望は大きく変化しないというように考えてございます。

109ページから「9.4 歩行者空間の快適性」でございます。

119ページに歩行者空間の快適性の予測を行った地点を示してございます。

馬事公苑の北側には小田急線、南側には東急田園都市線、東側には東急世田谷線の各鉄道駅がございまして、そこからのアクセス経路上で、それぞれ地点を設定してございます。

その結果になりますけれども、「9.4.4 評価」のところで、122ページでございます。

「2) 歩行者が感じる快適性の程度」につきましては、暑さ指数(WBGT)を予測いたしました。そちらの結果でございますけれども、日影の下では最低で28度程度になりますけれども、直射日光下では最大で32度程度になると予測をしております。

こちらはほかの施設と全く同様でございまして非常に暑いという結果が得られておりますので、東京都としてもアクセス経路沿いの既存街路樹について、可能な限りの保全を図っていくなど、快適性を向上させていくための工夫が必要だと考えてございます。

123ページから「9.5 水利用」でございます。

「(2) 評価の結果」が131ページになります。

今回の馬事公苑の施設につきましては、東京都の「水の有効利用促進要綱」の対象規模以下の施設になってございます。

「(2) 評価の結果」の上段のところになりますけれども、本事業は、節水の取組といたしまして保水性のよい馬場構造を採用することにより、馬場への散水量を従前の馬事公苑よりも30%低減する計画となっております。馬場散水には、従前と同様に井水を上水と併用して利用する計画としております。それから、メインオフィスや管理センター等においては、節水型の便器ですとか、擬音装置を設置する計画となっており、水の効率的な利用が行われる計画となっているというように考えてございます。

133ページから「9.6 廃棄物」でございます。

「(5) 予測結果」でございますけれども、142ページをご覧くださいませでしょうか。

施設が共用された後に施設から出てくる廃棄物の量、それから、再資源化量を予測してご

ざいます。

表の一番上の合計欄のところ、施設ができた後に年間で790t程度の廃棄物が発生するとうように考えてございますが、そのうち655tを再利用や再資源化を行うことによって、率としては83%再利用・再資源化を図ると予測してございます。

それを踏まえまして、143ページ「(2) 評価の結果」になりますけれども、これらの一部廃棄物につきましては、再利用・再資源化を図ることになります、当然ながら法令等に基づいて適切な処理・処分を行う計画としてございます。

145ページから「9.7 温室効果ガス」でございます。

「(2) 評価の結果」が158ページでございます。

まず「9.7.3 ミティゲーション」でございますけれども、幾つか書いてございますが、照明のLED器具ですとか全熱交換器ですとか、照明設備のセンサー制御等々を導入する計画でございいます。

「(2) 評価の結果」でございいますけれども、温室効果ガスの排出量につきましては、原単位で約11kg-CO₂/m²・年となると予測してございます。この値自体は、既存資料で一般的な二酸化炭素の排出量原単位と比較しても小さな値とうように考えてございます。

159ページから「9.8 エネルギー」でございいます、温室効果ガスと同様でございいますので割愛させていただきます。

167ページから「9.9 安全」でございいます。

「(2) 評価の結果」が198ページになります。

「(2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度」でございいますけれども、こちらは関連する法律や条例、東京都の「2020年に向けた実行プラン」、それから「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備を行う計画としてございます。

「(3) 電力供給の安定度」につきましては、今回、敷地が南エリアと北エリアに大きく分かれてございいますが、それぞれにおいて受電する計画としてございます。それから、非常用発電機を設置する計画としてございます。

199ページから「9.10 消防・防災」でございいます。

「(2) 評価の結果」が216ページになります。

「(1) 耐震性の程度」でございいますけれども、構造設計指針に基づいた設計がなされているとうことでございます。

それから、苑内の正門から近く利便性の高い位置に、はらっぱ広場・子ども広場として、

広がりのある大きな草地の広場を設けることで、避難場所の機能としても一層の活用が可能になるような計画としてございます。

南エリアにつきましても、今回、インドアアリーナが北エリアに移設されることになりまますので、避難有効面積が拡大して、避難場所としての機能も向上することが考えられるかと思えます。

「2) 防火性の程度」につきましては、建築基準法や消防法などに基づきまして、耐火建築物、防火対象物としての基準を満足する計画となっております。

簡単ではございますが、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本評価書案につきましては、次回以降に本格的な審議を行うということが予定されておりますけれども、特に本日確認しておきたいことがございましたら伺いますので、何かないでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 選定されなかった項目の話なのですが、選定しないことに関しては構わないです。

水質汚濁の問題なのですが、その水質汚濁の現況を見させていただいたときにちょっと気になったのは、池がありますね。池の水がどうかというのがちょっと気になるのです。馬が通ったところの、ふん尿等がそのままになって、雨で流されて池に入るといったことが考えられます。

これは改めて評価をする対象にということはないと思いますが、事務局のほうから、ちょっとそういうことがあるよということだけ、馬事公苑のほうに注意をしておいていただければいいかと思えます。

○オリパラ準備局 基本的に馬ふん等の管理、まず、池の中で馬が尿をするということはないと思います。周囲で馬ふんが落ちた場合にも、公苑ですので、基本的には全部、まめに回収されるということが前提になっておりますので、そのまま放置されて、ずっと雨ざらしになるという確率は非常に低いと考えております。

○中杉委員 そう思いますので、評価の項目として採用する必要はないと思いますけれども、そういう可能性があるということだけは伝えておいていただければということでございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 122ページにWBGTについての記述があるのですけれども、暑さ指数というのはあくまでも人間が対象なのですね。馬のWBGTというのは、馬が暑さにどの程度弱いのか全然分からないのですけれども、外国から馬を持ち込む方も多いのではないかとあって、馬はかなり貴重な財産ですね。その馬に対する快適性が全く書いていない。

17ページに厩舎が幾つか並んでいますけれども、ここは馬の快適性というのがコントロールされているのか。

それから、非常に気になるのは外国から動物を持ってくる場合の動物検疫の話です。普通ですと物すごい長時間かかるので、そういうのはここに載せなくていいのかもしれませんが、どこかにきちんと書かれているのか非常に気になります。

○臼井施設調整担当課長 御質問ありがとうございます。

こちらのアセスでは、現在、歩行者空間の快適性ということでWBGTのところを記載してございます。馬の快適性はここの項目ではないのかもしれませんが、大会時のお話になりますと、実際にどのように検疫をして、たくさんの馬に来ていただく方法も、現在、組織委員会のほうで検討を進めております。

大会時の馬の快適性等、実際に厩舎等についても、馬にとって居心地のいい厩舎ということになってくるかと思えます。大会時について組織委員会のほうで整理を進めているところでございます。

○柳会長 評価についてはアスリートへの評価がありますね。人馬一体ということで、そのところで、アスリートの評価のときに触れていただくとよろしいかと思えます。

○臼井施設調整担当課長 今後の競技等のアセスの方法についても検討を進めているところでございます、そこも含めまして考えてさせていただければと思えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、次に議事の2に入りたいと思えます。

議事の2は「有明体操競技場について」評価書案の項目別審議になっております。

審議は中項目ごとに行います。

初めに、大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目の「大気等」について審議を行います。

こちらは片谷委員に検討をいただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-1をご覧くださいませでしょうか。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員。

意見

【大気等】

1 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

【大気等】

2 建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に務めこと。

以上、2点でございます。

それでは、各意見について若干御説明させていただきます。

まず、1点目の意見についてでございますけれども、評価書案の93ページをご覧くださいませすでしょうか。

93ページの「(2) 評価の結果」の部分でございますけれども、上の表が工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の影響、下のほうが浮遊粒子状物質の影響の評価となっております。

上の二酸化窒素につきましては、年平均を日平均に換算した値が0.049ppmということで、下の浮遊粒子状物質については、日平均に換算した値が0.051mg/m³となっております、それぞれ環境基準内となっております。

77ページのほうに工事用車両のルートと、その走行に伴う影響の予測地点を示したものがございます。

こちらにも記載がございますけれども、有明体操競技場の計画地の隣には、右側には有明アリーナですとか、先日諮問させていただきました有明テニスの森も左下のほうにあってたりとか、大会関連施設の複数の工事が同時に進められるというようなことがございます。

あわせて、条例のほうのアセスメントの対象事業であります有明北3-1地区開発計画という工事も同時に進められます。有明コロシアムが真ん中あたりにあると思うのですがけれども、その右側の大きな目の長方形の敷地が開発の対象地となっております。

このように複数の工事が同時に進められるということで、工事用車両の集中が懸念されま

すので、工事用車両の走行に伴う影響につきましては、二酸化窒素ですとか浮遊粒子状物質ともに環境基準の範囲内ではありますけれども、こういった影響も考慮していただきたいというのが1点目の意見でございます。

次に、2番目の意見についてでございます。

評価書案の94ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の影響と浮遊粒子状物質の影響の評価ということになってございます。

こちらにつきましても、二酸化窒素が0.053ppm、浮遊粒子状物質が0.052mg/m³ということで、いずれの値も指標を満足しているという状況にはなりませんけれども、計画地の近傍の状況を見ますと、住宅とか教育施設など、そういった環境上配慮すべき施設が多く存在するという状況になっております。

65ページをご覧くださいませると、周辺の土地利用状況が載っている図がございますけれども、ちょっと薄目の黄色の部分が住宅になります。例えば有明テニスの森の上のところですか、そういった薄い黄色のところは住宅になりまして、黄土色の部分は教育文化施設となっております。

69ページには、教育施設ですとか福祉施設などが多くプロットされているという状況になっております。

具体的に、教育施設が赤い丸で、福祉施設が青い三角ということですがけれども、こういった施設かというのは67ページとか68ページのほうにございます。学校関連だと幼稚園から大学まで、あと保育園も非常に多いという状況になっております。

このように住宅ですとか、学校、保育園ですとか、環境上配慮すべき施設が多くなっているということを踏まえまして、環境保全措置を徹底して、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めていただきたいというのが2番目の意見でございます。

事務局からの説明は以上になります。

○柳会長 それでは「大気等」の説明につきまして、片谷委員、何か補足することはございますでしょうか。

○片谷委員 2点、実は若干関連しているという面もあるのですがけれども、1点目の工事用車両の集中を防ぐための配慮というのは、今、事務局から説明がありましたとおり、道路を1本隔てたところに別の事業があったりするような状況ですので、当然ながら工期が重なれば、両方の工事用車両が同時に通るということになりますから、できる限りそれを回避するような配慮はしていただく必要があるということです。

最近、アセス制度の中でも複合影響というのがよく指摘をされるわけですが、先ほど紹介のあった有明3-1の民間の事業などは、もう図書が出ていますので、その事業単体でどの程度の影響があるかということは既に予測評価の値が出ているわけです。

ですから、そういうのも本当ですと考慮をして予測評価をしたほうが良いという言い方も可能なのですが、今回そこまで要求するよりは、もっと現実的に可能なこととして、工事用車両のピークを分散するような配慮を事業者間で、当然、受ける建設会社は異なる可能性が高いですから、事業を発注する側が指示をして調整を図っていただくということを努力していただくことは必須のことであろうということです。特に2番目の意見にあるように、環境上配慮すべき施設がかなりたくさんあるという状況があります。

実は、この図書に載っている地図は少し古くて、例えば69ページの地図は、月曜日に現地に行かれた方は、有明テニスの森の道路の反対側に巨大なマンションが建っているのをご覧になったと思うのですが、この地図にはそれが載っていないのです。ですから、図書として適切ではないのですけれども、とにかくそういう居住空間とか学校等の教育施設や福祉施設等も近隣にたくさんあるという状況ですので、指針を満足しているということだけで十分とは言えない。

ですから、最大限、影響を減らす努力はしていただく必要があるという趣旨の意見が、この2点目ということになります。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 最初のあれですけれども、これは片谷委員が言われるように、この段階でほかのところまで入れて評価をするというところまで求めるのは酷だろうと思いますけれども、実際にフォローアップで現地調査をやるときには、ほかと同時に動いているわけなので、そうしたときに、その結果を評価するときには、その状況に合わせた予測を1回やっていただく必要があるのかなと思います。そうしないと、万が一超えたときに、どこがどういう責任になるのだという議論にまたなるかと思いますが、そういうことも少し考えていただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「大気等」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会の意見案に入れることにいたします。

ただ、中杉委員から指摘がありましたように、フォローアップの時点では複合的な影響についてもしっかり評価をしていただくように事務局から指導していただくということによろしいでしょうか。

次に、中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」についての審議を行います。

こちらは興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-2をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員。

意 見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としているが、緑化計画の策定に当たっては、同条例に基づく手続を適切に行うとともに、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、計画地に適した植栽に努めること。

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

2 計画地南側のにぎわいロードには高木を列植する計画としているが、水と緑のネットワークの形成に適合するような樹種や本数を検討するとともに、その内容を明らかにすること。

【緑】

3 にぎわい広場や芝生大広場を整備する計画としていることから、エリア全体の快適性の向上などに配慮するとともに、にぎわい広場については、図示するなどその位置を明らかにすること。

以上、3点となります。

まず、1番目の意見についてでございます。

評価書案の22ページをご覧くださいませでしょうか。

「(7) 緑化計画」というところで記載がございます。23ページにも「図7.2-6 緑化計画

図（後利用時）」がございましたので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

(7) のところでございますけれども、大会後の後利用の敷地面積に対しては江東区みどりの条例における緑化基準を満たす緑地を確保する計画としておりまして、具体的には23ページにございますように、本体建物の周辺を緑化するという計画になっております。

1番目の意見につきましては、この計画の策定に当たっては、区のみどりの条例に基づく手続、ちょっとページが飛ぶのですけれども、この手続というのが149ページあたりに載っています。

149ページの表の一番下ですけれども、緑化計画書の提出等、手続が載ってまして、こういった手続を適切に行っていただきたいというようなことですか、150ページのほうに「植栽時における在来種選定ガイドライン」というのが表9.4-3の2つ目にありますけれども、こういったガイドラインを参考にして計画地に適した植栽に努めていただきたいというような意見になります。

2番目の意見につきましては、23ページの「図7.2-6 緑化計画図（後利用時）」にございますように本体建物の南側、すぐ下にあるにぎわいロードについてでございます。

にぎわいロードについては、22ページの(7)の2段落目のところで高木の列植を行うということが書いてございます。

ここの部分については、212ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

212ページに表9.7-7がございますけれども、表の2番目のところに「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン-改定-」に関する記載がございます。この中で、真ん中のほうに「(都市基盤施設計画方針)」「公園・緑地」とありまして、「ア」というところに「有明北地区の良好な都市環境を形成するため、ゆとりと潤いのある質の高い空間として公園・緑地の整備を図るとともに、周囲の水域や大規模公園などと連携した水と緑のネットワークを形成する」という記載がございます。

有明体操競技場の計画地南側のにぎわいロードのほうに高木を列植する際にも、水と緑のネットワークの形成に適合するような樹種ですとか、本数を検討いただいて、その内容を明らかにしていただきたいというような意見になります。

3番目の意見でございますけれども、また、評価書案の22ページ、23ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

先ほどご覧いただいた22ページ「(7) 緑化計画」の部分の第2段落目になりますけれども、計画地の東側には、イベントにも利用される近隣住民の大きな広場となる芝生大広場を整備

するというようなことですか、計画地西側には木陰のもとで休憩できるベンチスペースや人がとどまることのできるにぎわい広場を整備するという計画であるとされております。

こうした広場を整備するということですので、このエリア全体の快適性ですか、にぎわいの向上に配慮していただきたいというようなことと、23ページの「図7.2-6 緑化計画図(後利用時)」のほうには、今、文章で出てきたうち、芝生大広場のほうは記載があるのですが、にぎわい広場についての記載というか、示してあるところがないという状況なので、このにぎわい広場についても図示をするなどしていただいて、位置を明らかにしていただきたいというような意見でございます。

事務局からの説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」の説明につきまして、興水委員、何か補足することはありますでしょうか。

○興水委員 ただいまの御説明のとおりなのですが、評価書案の71ページをご覧くださいればと思います。

そこに「図9.1-12 計画地周辺の主要公共施設(公園・緑地・児童遊園)」とあって、緑色で塗られた公園だとか、あるいは先ほども出ましたように、このエリアは有明アリーナであるとか、有明体操競技場、有明テニスの森等、その他のオリンピック関連施設が集中してつくられるところでもあります。

そういう意味で、本来ならば先ほど議論になりましたように、単体でのアセスに加えて、同時に複合アセスのようなことをやれば、より適切な対応ができたと思われるわけですが、それはフォローアップでやるという話も出ましたので、そういうことにしても、とりわけ「生物の生育・生息基盤」であるとか、あるいは「緑」につきましては、広域的な、広範な場所に対する配慮というか、そうしたものを強く意識せざるを得ないので、そのほうが効果的な、より適切な環境保全アプローチが行えますから、そういう意味では、先ほどのこの意見に書きましたように、計画論に踏み込んだ形での意見を加えさせていただいたわけでもあります。

具体的には、先ほど御説明があったとおりですので、この絵を見ていただくと分かるように、このエリア全体の環境保全措置が大事になるという前提で意見を書かせていただきました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

秋田委員、どうぞ。

○秋田委員 23ページの植栽の図面なのですが、多分ほかの方も同じだと思うのですが、この建物へのアクセスの道がどこか分からないというか、通路に緑の丸を描いているのではないと思われるのですが、この本体建物に、例えば有明テニスの森駅から徒歩で行った場合、どこを通過して、どこを歩いて建物に入るのかがちょっと分からない。緑の丸がいっぱい描いてあって、多分そこではないかと思うのですが、どうなっているのか教えていただければと思います。

○柳会長 事務局、お願いします。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

評価書案の21ページに後利用時の歩行者の動線を記載してございまして、周辺駅の有明テニスの森駅あるいは国際展示場駅等、計画地の西側のほうから敷地に入って行くような動線を今は計画しております。

○秋田委員 そういう意味ではなくて、通るところに緑の木というか、植栽が描いてあるので、どこを通るのですかという質問でした。

○オリパラ準備局 失礼いたしました。

まだ、この段階で明確に図示できていませんので、そちらについては、もう少し計画の熟度が高まった段階で再度御提示させていただければと思います。

○秋田委員 植栽の図で、やや適当に木が植えてありますと描かれているというように見えかねないので、もう少しこの辺は正確に描いていただければと思います。

以上です。

○東條オリパラアセスメント担当課長 事務局のほうから補足させていただきます。

秋田先生から土地利用で同様の御意見をいただいておりますので、その意見をもとに、評価書のほうで、もうちょっと分かりやすくしていけるかということは調整させていただきたいと思います。

○柳会長 それでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見がないようですので「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」について審議を行います。

こちらは山本委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-3をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員。

意見

【騒音・振動】

1 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

2 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業騒音のより一層の低減に努めること。

以上、2点になります。

まず、1番目の意見でございますけれども、評価書案の168ページに「図9.5-3 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点」を示してございます。

「9.5.4 評価」が181ページになりますけれども、上の表9.5-21のほうに記載がございすけれども、右から2番目の列で「工事用車両による増加分」を見ていただきますと、増加分自体は1未満ということにして、工事用車両の影響を加えた右から3列目の「将来交通量の騒音レベル」につきましても、評価の指標、環境基準の70dBを満足しているという形になっております。

工事用車両の振動につきましても、その下の表9.5-22にございますように、工事用車両による増加分は1未満ということにして、工事用車両の影響を加えたとしても評価の指標である60dBを満足するという形になっております。

ただし、先ほど「大気等」の部分でも御説明させていただいたことと若干かぶってしまうのですけれども、有明地区における工事用車両の走行に伴う影響というのは、有明アリーナなどの大会関連施設ですとか、そのほか民間の有明北3-1地区開発計画など、複数の工事が同時に進められるというようなことがございますので、こうした影響も「騒音・振動」の部分

でも考慮をしていただいて、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めていただきたいというのが1番目の意見になります。

2番目の意見につきましては、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音についてでございます。

予測につきましては、178ページに図がございます。こちらのほうのレベル最大地点の建設作業騒音につきましては76dBということで、182ページに評価が載っておりますけれども、評価の指標である条例の勧告基準は満足しているというような状況になっております。

ただし、先ほどの御説明とも同じになってしまうのですけれども、計画地の近傍には、住宅、高層のマンションですとか、教育施設等、環境上配慮すべき施設が多く存在しているということもございますので、環境保全措置を徹底して建設作業騒音のより一層の低減に努めていただきたいというようなものが2番目の意見になります。

事務局からの説明は以上です。

○柳会長 山本委員、何か補足することはございますか。

○山本委員 1番目につきましては「大気等」と同じということで、このとおりでいいと思っています。

2番目につきましては、先ほど178ページで示していただきましたように敷地境界上で勧告基準を下回るということです。

勧告基準を下回るという意味合いなのですが、通常、騒音規制法と同じように、建設現場があって、事業の敷地境界上である一定の数字よりも大きな騒音を外に出さないということが原則になっています。それが東京都の確保条例では、5%値で80dB以上を外に出さないという基準になっておりまして、今回の結果では敷地境界上では76dBということになっておりますので勧告基準を満足しているということです。

L5という指標なのですが、これは1時間のうちの5%、つまり3分間だけは76dBより上に数字が来るといった意味合いがありますので、敷地境界上では1時間のうち3分間ぐらいはこれ以上の数字なので、会話ができないぐらいのレベルになるということになります。

一方、敷地境界の外が、周辺には生活の場が実際には存在しているということと、それから178ページの中には図としては載っていないのですけれども、教育の場がそこにあるということですので、工事現場の周辺には生活の場と教育の場があるということですので、一層の環境保全措置を徹底していただきたいという意見もつけております。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見がないようですので「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について審議を行います。

こちらは平手委員、輿水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-4をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：平手委員、輿水委員。

意 見

【景観】

1 評価の指標の一つを「水際や水上からの視点に配慮し、水辺を生かした景観形成」としているが、代表的な眺望地点として設定している地点に水上からの地点がないため、眺望地点を追加すること。

【自然との触れ合い活動の場】

2 にぎわい広場や芝生大広場を整備する計画としていることから、エリア全体の快適性の向上などに配慮するとともに、にぎわい広場については図示するなど、その位置を明らかにすること。

【自然との触れ合い活動の場】

3 計画地北側に整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と一体となるよう連携していく計画としていることから、緑のネットワークの形成など、その具体的内容について明らかにすること。

【歩行者空間の快適性】

4 既存街路樹について、可能な限りの保全を図り、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく計画としていることから、道路管理者等と十分連携を図り、これらの対策を確実に実施するとともに、より一層の暑さ対策に努めること。

以上、4点でございます。

まず、1番目の意見、「景観」につきましては198ページをご覧くださいませでしょうか。

198ページ「9.6.4 評価」の「(1) 評価の指標」の部分でございますけれども、下から3行目のところに「水際や水上からの視点に配慮をし、水辺を生かした景観形成」という記載がございます。

景観の調査地点につきましては、184ページをご覧くださいませでしょうか。

184ページの図でございますように、No.1、No.2の2カ所、それぞれ有明親水海浜公園（仮称）入り口部分と有明テニスの森駅のところとなっております。

実際にそれぞれの地点からの眺望というものが、193ページと194ページのほう、No.1とNo.2それぞれという形になっております。

こちらを見ていただくと、この2地点からは水際や水上からの視点は分からないというような状況になっておりますので、評価の指標にあったような、水上からの視点が分かるような、水上からの眺望地点を追加していただきたいというのが1番目の意見でございます。

2番目の意見につきましては、先ほど「緑」の項目の中で御説明をさせていただいた意見と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

3番目の意見につきましては、評価書案の215ページをご覧くださいませでしょうか。

215ページの一番上の行になりますが、計画地の北側に整備予定の有明親水海浜公園（仮称）と一体となるように、有明体操競技場の計画地もそれと連携していく計画であるということが記載をされてございます。

有明親水海浜公園（仮称）につきましては、先ほどもちょっとご覧いただいたのですが、212ページの表の真ん中に「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン」がございます。

先ほども見ていただいた真ん中あたりの「公園・緑地」の部分ですけれども、「ア」で言われています、先ほど御紹介しました「水とみどりのネットワークの形成」ということですか、「イ」の部分でも最後のところで「有明親水海浜公園と地区全体の連携を強化する」、また、その3つ下の「オ」の部分でも公園・緑地の整備に当たっては、植栽の多様性ですとか連続性を確保するというようなことも書かれている。

こういったことも踏まえまして、先ほど215ページの一番上にあった「有明親水海浜公園（仮称）と一体的となるよう連携していく」という部分について、具体的な内容を明らかにしていただきたいというのが3番目の意見でございます。

最後、4番目の意見につきましては229ページをご覧くださいませでしょうか。

「9.8.4 評価」の「(2) 評価の結果」の部分、最後の段落ですけれども、「都として、

アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図り、都道の快適性を向上するため、大会会場周辺の既存街路樹について、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく」とされております。そのため、道路管理者等とも十分に連携を図っていただき、こうした対策を確実に実施をいただきたいというようなことと、あわせて、より一層の暑さ対策に努めていただきたいというのが4番目の意見でございます。

事務局からの説明は以上です。

○柳会長 それでは、平手委員、「景観」の説明につきまして何か補足することはございますでしょうか。

○平手委員 193～197ページあたりの景観、眺望の変化、緑視率については特に大きな問題はないと考えられます。

事務局から説明がありましたように、水際や水上からの視点がちょっと欠けているというところがございますので、意見という形でつけました。

具体的な場所の選定については事務局のほうでコントロールをお願いしたいと思います。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

続いて、興水委員、「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」の説明につきまして何か補足することはございますか。

○興水委員 意見の3番目のところですが、先ほど「有明親水海浜公園（仮称）と一体となるよう連携していく計画としていることから、緑のネットワークの形成など、その具体的内容について明らかにすること」というように、かなり計画論に踏み込んだ意見もここで書かせていただいたのは、先ほどお話ししたとおり、周辺にさまざまな関連施設が出てきているということと、緑も多いということもあるものですから、そうしたものの関連性をきちんと書いてくださいという意見をつけさせていただいたわけです。

「歩行者空間の快適性」につきましては、226ページに図がありますが、歩行者動線の絵がありまして、道路が特別区道であるとか、あるいは都市計画道路、都道484号線というように既にインフラができておりますので、道路管理者と連携をして快適な歩行者空間になるように配慮してくださいと、そういう指摘もしておきました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全」「消防・防災」についての審議を行います。

こちらは水村委員と池上委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 「安全」につきましては水村委員、「消防・防災」につきましては池上委員に御検討をいただいたところになります。

その結果、いずれも意見なしということでございます。

○柳会長 水村委員、「安全」につきまして何か補足はありますか。

○水村委員 安全に関する評価結果なのですが、337ページに掲載されております。

安全に関しましては、危険物施設等からの安全性の確保、あるいは建築物内におけるいろいろな安全のためのバリアフリー化、そして、電力供給の安定度ということに関しての評価になっております。

今回、新規に建設される建築物であるということで、危険物施設等からの安全性の確保に関しては「東京都地域防災計画」に沿った形での安全性の検証がなされている。そのほか、バリアフリー化の程度、電力供給の安定度に関しましても、従来の基準・計画等に適合する形で計画が考えられているということで、今回は特に意見なしといたしました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

池上委員、「消防・防災」について何か補足はございますか。

○池上委員 339ページ以降に書かれておりますが、このとおりでございます。

次の審議資料5-5と重複することがありますので、ここで詳しく述べさせていただきます。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

特に御意見がないようですので「安全」「消防・防災」につきましては、意見なしといたします。

次に、中項目「交通」の小項目「交通渋滞」「交通安全」についての審議を行います。

こちらは水村委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-5をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：交通（交通渋滞、交通安全）

担当：水村委員。

意 見

【交通渋滞、交通安全 共通】

有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

こちらの意見でございますけれども、先ほど「大気等」「騒音・振動」の部分でも申し上げたこととなりますが、工事がいろいろな部分で集中するというような状況になってございます。

378ページをご覧くださいますと、その図のほうで工事用車両のルートですとか、通学路、あと教育施設、福祉施設の位置が記載をされております。

通学路につきましては、381ページ「9.18.3 ミティゲーション」の(1)のところの2つ目の「・」に通学路に指定されている特別区道は利用しないというようなことですか、学校の前の交差点の区間は、都道についても登校時間は利用しないというようなことが記載されておりますけれども、こうしたミティゲーション部分に記載をされているような環境保全措置というものを徹底していただいて、より一層の交通安全の確保、また交通の円滑化に努めていただきたいというような意見でございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 水村委員、「交通渋滞」「交通安全」の説明につきまして、補足はございますか。

○水村委員 今、御説明いただいたとおりなのですが、先ほど、「大気等」「騒音・振動」のところでも取り上げられましたとおり、同時に幾つかの工事が進行するということや、既存の住宅あるいは住宅建設、さらには教育、福祉施設等が地域に集中しております。

373ページに、このエリアの公共交通の状況なども掲載されておりますが、一応、工事用車両とは余り重複しないような計画になっておりますけれども、交差点等での渋滞、特に日常生活上の外出あるいは教育施設等への通学時の交通安全等が非常に重要であるということが考えられますので、こちらの意見のとおりさせていただきます。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見がないようですので「交通渋滞」「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。

いただいた意見をまとめたものになります。

ただ、読み上げさせていただくのですけれども、本日、項目審議をさせていただいた項目については読み上げを省略させていただきます。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）について（意見）

第1 審議経過

本評価委員会では、平成29年2月24日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表につきましては、資料4の4ページについてございます。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

本日審議分を除かせていただいて、資料4の3ページ

【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】

（水利用）

本施設は、恒久的な利用をしないため雨水及び循環水（中水）利用の計画はない

としているが、展示場として10年程度活用する予定であることから、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。

(廃棄物)

設備等の持続的稼働に伴う廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から50%と予測していることから、環境保全措置を徹底し、当該再資源化率の達成に努めること。

(エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】

(温室効果ガス、エネルギー 共通)

温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、類似施設の実績から予測し、都内大規模事業所の実績平均値と比較して削減したとしているが、一方で、「東京都建築物環境計画書制度」における評価段階3を目指すとしていることから、これを達成し、より一層の削減を目指すこと。

【土地利用（土地利用）】

(土地利用)

① 計画地内には宅地内広場や南北通路を整備し、近接する有明親水海浜公園（仮称）と一体となるよう計画していることから、これらの機能について説明するとともに、計画地内における歩行者動線の考え方を示すこと。

② 有明地区には、本施設を含め複数の大会関連施設が特に集中していることから、これらの施設との関係についても説明すること。

先ほども申しあげましたけれども、裏面の4ページが付表となっております。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを配付してください。

(かがみを配付)

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

29東環評第1号

平成29年5月26日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（有明体操競技場）について（意見）

平成29年2月24日付28環総政第994号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

それでは、次に議事の3に入ります。

議事の3「カヌー・スラローム会場」について、評価書案の項目別審議を行います。

審議は中項目ごとに行います。

最初にちょっと順番を入れかえさせていただいて、中項目「アメニティ・文化」の小項目「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」について審議を始めます。

こちらは平手委員、興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-4をご覧くださいませでしょうか。
読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：平手委員、奥水委員。

意見

【景観】

1 代表的な眺望地点として設定している地点からカヌー・スラロームコースの様子を把握することができないため、眺望地点を追加すること。

【自然との触れ合い活動の場】

2 計画地は、葛西臨海公園、サイクリングロード及び健康の道に隣接していることから、建設機械の稼働等に当たっては、環境保全措置を徹底し、利用者の活動を阻害しないよう努めること。

【歩行者空間の快適性】

3 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。
以上、3点でございます。

まず、1点目につきまして「景観」でございますけれども、187ページをご覧くださいませでしょうか。

187ページの図9.6-1に代表的な眺望地点がプロットされております。

No.1～No.5の地点からは、194ページ以降にありますけれども、実際のカヌー・スラロームコースについては樹木等によって把握できないというようなことになっております。

195ページのNo.2の地点につきましても、管理棟の建物は視認できるのですが、実際の競技コースについては把握ができないという状況になってございます。

そのため、カヌー・スラロームのコースを把握できるような地点を追加いただきたいというのが1番目の意見でございます。

2番目の意見につきましては、206ページをご覧くださいませでしょうか。

図9.7-1にございますとおり、計画地につきましては健康の道及びサイクリングロードに隣接をしているということが確認いただけるかと思っております。

一般の方が利用する健康の道ですとかサイクリングロードに隣接をしているということで

すので、建設機械の稼働等に当たっては、環境保全措置を徹底して、利用者の活動を阻害しないように努めていただきたいというようなことが2番目の意見でございます。

最後、3番目の意見になります。

226ページの図9.8-6ですけれども、葛西臨海公園駅からと臨海車庫というバス停からのアクセスの経路が示されております。黒くなっている歩道橋の部分を除いて、沿道には樹木があるとされております。

この図にございますNo.1-1、No.1-2の予測地点におきましては、228ページの表9.8-7にございますように、沿道の緑の程度が現況と同等というような予測のもとでは、暑さ指数は最大で31度とされております。221ページに表9.8-3が載っておりますけれども、31度は危険とされるレベルということになります。

229ページの「9.8.3 ミティゲーション」の一番下の「・」のところで「計画地内における緑道の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である」とされておりますので、これにつきましては、公園の管理者ですとか道路管理者等と十分に連携を図りながら緑陰を確保していただくなど、より一層の暑さ対策に努めていただきたいという意見になってございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 「景観」の説明につきまして、平手委員、何か補足することはございますか。

○平手委員 まず、眺望と緑視率の変化については特に問題がないと考えられますので、評価についてはこれで結構です。

先ほど事務局から説明がありましたように、カヌー・スラロームコースの様子が見れないということで、具体的には187ページの眺望地点、調査地点ですけれども、No.5の、敷地の西側の短辺です。No.5から下がって、この地図上では1.5cmぐらい下あたりかなというようなところがちょっと開けておりますので、そのあたり、その具体的な場所については事務局から指導していただいて、そこを加えていただければと考えております。

以上です。

○柳会長 興水委員、「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」の説明について何か補足することはございますか。

○興水委員 先ほどの事務局からの御説明のとおりで、特に補足することはありません。結構です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見がないようですので「景観」「自然との触れ合い活動の場」「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

戻りまして、大項目分類の「環境項目」における中項目「主要環境」の小項目「大気等」についての審議を行います。

こちらは片谷委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-1をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員。

意 見

【大気等】

建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足するとしているが、計画地に隣接して葛西臨海公園など人が集まる施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。

こちらの意見につきましては、91ページをお開きいただけますでしょうか。

91ページの上の表は「表9.1-39（1） 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の影響の評価」、下の表は「表9.1-39（2） 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の影響の評価」でございます。

年平均を日平均に換算した値は、上の二酸化窒素が0.046ppm、下の浮遊粒子状物質が0.052mg/m³ということで、いずれも基準の範囲内というような形で評価の指標を満足するというものでございますけれども、この計画地につきましては、葛西臨海公園ですとか葛西海浜公園ですとか、人が集まる公園施設に隣接をしているというようなことも踏まえまして、環境保全措置を徹底して、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めていただきたいというような意見でございます。

以上です。

○柳会長 片谷委員、「大気等」の説明につきまして何か補足はございますか。

○片谷委員 この敷地は、先ほどの体操競技場と違いまして、住宅は直近にない、教育施設等の保全対象施設もないということで、条件はずっといいのですが、今、事務局の説明がありましたとおり、公園に隣接というか、実質的には公園の敷地の中につくるような感じの立

地です。

しかも、工事期間中も公園はそのまま開放されると聞いておりますから、やはり公園を利用する方々はきれいな空気を吸いに来るといった側面が当然あるわけなので、そこで環境基準以内であるからよいというようには思わずに、より低減を図っていただく必要があるだろうという趣旨の意見でございます。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「大気等」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」についての審議を行います。

こちらは興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-2をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員。

意 見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

1 クロマツ植林は残置する計画としていることから、工事の影響が及ばないように、適切に仮囲いを行うなど、その保全に配慮すること。

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

2 緑地の整備に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との緑の連続性に配慮すること。

【生物・生態系】

3 残置されるクロマツ植林内には、注目される植物のタンキリマメが生育していることから、フォローアップ調査で工事後の生育状況を報告すること。

以上、3点になります。

まず、1番目の意見についてでございますけれども、102ページをご覧くださいませでしょうか。

102ページの図にございますが、計画地が赤い点線で囲われたところになりまして、緑の見分けがちょっとにくいところがあるのですけれども、クロマツ植林が計画地の南と西の部分にはございます。

クロマツ植林につきましては、105ページの上の「9.2.3 ミティゲーション」の(1)というところで「残置する計画としている」とされておりますので、クロマツ植林が誤って伐採されたりしないように、また、工事の影響が及ばないように適切に仮囲いをしていただくなど、保全に御配慮いただきたいというようなことが1番目の意見になります。

2番目の意見につきましては、105ページの「9.2.4 評価」の「(2) 評価の結果」の2段落目「事業の実施に当たっては」というところで、既存の緑地と合わせて約9,970㎡の植物が生育する基盤が創出されるということで、1行飛ばしまして、生物の生育・生息基盤が形成されるというように記載されてございます。

なお、緑化の内容としましては23ページの「(7) 緑化計画」の部分にございますように、高木が約280本、中木が約240本、低木が約2,840本のほかに、約1万2,750㎡の張芝が植栽されるとされております。

こうした緑地の整備に当たっては、葛西臨海公園が隣にあるというような状況でございますので、先ほど有明体操競技場の際にも御紹介しました「植栽時における在来種選定ガイドライン」、この図書だと152ページに記載がございますけれども、そのガイドラインも参考にさせていただいて、公園との緑の連続性に配慮をしていただきたいというのが2番目の意見でございます。

3番目の意見につきましては、118ページをご覧くださいませでしょうか。

118ページの表の上から3番目のところに、注目される植物としてタンキリマメがございます。こちらにつきましては、計画地の南側のクロマツ植林の林縁部で確認されたというようにございます。

このように計画地内の残置されるクロマツ植林内には、注目される植物であるタンキリマメが生育をしているというような状況となっておりますので、工事の際もしっかり生育の環境を守っていただいて、工事の後もしちゃんと生育している状況ですというようなことをフォローアップ調査で御報告いただきたいというのが3点目の意見でございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 興水委員、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」の説明について何か補足することはございますか。

○興水委員 24ページの「図7.2-6 緑化計画図」を見ていただきたいのですが、そこにどう
いう緑を整備するかという絵が描いてございます。

指摘した意見は、仮囲いをちゃんとしてくださいとか、右側の葛西臨海公園との緑の連続
性に配慮した植栽をしなさいとか、あるいは希少種である、注目される種であるものについ
てはフォローアップで生育状況を報告することというようになり細かい指摘をいたしました。

24ページの絵と、それから、現場を見ていただいておりますように、この計画は、いわ
ば流れるプールをつくるような計画なわけですがけれども、限られた敷地の中でちょっと難し
い工事が要求されるようなことになろうかと思えます。

そういう意味で、黄色で示されたクロマツ植林を残すということになっておりますけれど
も、狭い敷地なので工事の段階でいろいろなことが起こりそうなので十分配慮をすることと
か、右側の公園との連続性についてもいろいろ絵が描いてありますけれども、もうちょっと
具体的に示さないといけないだろうというような、きめ細かな措置をお願いしたいというこ
とで意見を言いました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

御意見がないようですので「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」につきまし
ては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「生活環境」の小項目「騒音・振動」についての審議を行います。

こちらは山本委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-3をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：生活環境（騒音・振動）

担当：山本委員。

意 見

【騒音・振動】

工用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであると
しているが、工用車両の走行ルート沿道には教育施設や福祉施設があることから、環境
保全措置を徹底し、工用車両による騒音のより一層の低減に努めること。

工事用車両の走行に伴う騒音につきましては、評価書案の158ページをご覧くださいませうでしょうか。

158ページには調査地点が示されております。また、調査の結果につきましては160ページに記載をされております。

調査結果として、夜間のほうは環境基準値を超えるという状況でございます、昼間についてはぎりぎり環境基準の範囲内の値という形になっております。

182ページの表9.5-21では、この事業による騒音レベルの増加分が記載をされてございます。

増加分につきましては、右から2つ目の列にありますように、1dB未満とわずかになってございます。ただし、意見のほうにもございますけれども、工事用車両の走行ルートに沿道には、教育施設、福祉施設があるというような状況がございます。

366ページをご覧くださいませると、工事用車両の走行ルートに教育施設、福祉施設があるということが御確認いただけるかと思えます。赤い丸が教育施設、青の三角が福祉施設となっております。

具体的には365ページに施設名が記載をされておりますけれども、学校につきましては小学校から高等学校まで、福祉施設につきましては保育園ですとか、高齢者の関係の施設等となっております。

366ページの図からも見ていただけるように、工事用車両の走行ルートに沿道には、教育施設、福祉施設といった環境上配慮すべき施設があるということがございますので、環境保全措置を徹底して、工事用車両による騒音のより一層の低減に努めていただきたいというような意見になっております。

事務局からは以上です。

○柳会長 山本委員、「騒音・振動」の説明につきまして何か補足はございますか。

○山本委員 意見につきましては、今、事務局から説明していただいたとおりです。

多少補足をしますと、177ページに「表9.5-19 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果」があります。この表の右から3つ目「将来基礎交通量の騒音レベル」という欄があるのでございますけれども、69と70とありまして、環七と船堀街道ですが、環境基準は満足しているとは言え、ほとんど環境基準のアップーリミットに来ているということです。

将来交通量ということで、工事用車両が加わっても数字としてはほとんど変わらないということなのではございますけれども、調べていただくと、少数以下、2桁目ぐらいに少し違いが出る程度だということでした。

しかしながら、沿道に学校や療養施設があるということですので、環境基準いっぱい通りのところであることを考えて、一層の低減に努めていただきたいという意見をつけています。

それから、意見としてはつけていないのですけれども、先ほど「大気等」のほうでは隣接する葛西臨海公園の環境について言及しておりましたが、騒音のほうは言及しておりません。公園の中の基準であるとか、公的な基準であるとか、そういったものはないというのが一つの理由です。

179ページに「図9.5-9 建設作業騒音の予測結果」というコンター図があります。

これは先ほどの有明体操競技場の建設工事に比べると10分の1ぐらいの非常に小さなものでして、工事自体も箱物をつくるということではなくて、土盛りをするということですので、余り大きな音を立てないということです。

しかしながら、ご覧のように葛西臨海公園の中にはコンターが伸びていますが、一番大きなところでも60ぐらいの数字が出ています。

先ほども申し上げましたけれども、60dBということは、1時間のうち3分間だけは60dBを超えるという数字になっていて、これがどうかというと、1m離れて2人が会話をするとき95%ぐらいの会話了解度で、5%ということですので、それ以下であることが大きい。95%の時間帯はそれぐらいの会話ができるということになります。

さらに言うと、これは5dBぐらいを差引いた値が L_{Aeq} に大体なると推定しますと、60の線が55と読めます。55ですと99%ぐらいの会話了解度が得られますので、2人でしゃべっても建設工場の騒音が阻害する要因にならない、妨害する要因にならないというようなことで、こちらのほうは特に意見をつけなかったということになります。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「騒音・振動」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

次に、中項目「安全・衛生・安心」の小項目「安全」「消防・防災」についての審議を行います。

こちらは水村委員、池上委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-5をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：安全・衛生・安心（消防・防災）

担当：池上委員。

意見

【消防・防災】

国内初の人工スラロームコースと特殊な施設であることから、危機管理体制等の防災への取組について具体的に説明すること。

こちらの意見についてでございますけれども、354ページをお開きいただけますでしょうか。

「9.16.4 評価」の「(2) 評価の結果」の部分になります。

建築物の耐震性ですとか防火性ですとか、そういった部分についてはしっかり触れられているということになります。ただ、この施設につきましては国内初の人工スラロームコースであって、特殊な施設ということになりますので、危機管理をどうしていくのか。例えば監視員の配置ですとか水難救助の訓練の実施についてですとか、そういったことについても具体的に説明、記載をいただきたいというような意見でございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 「安全」については水村委員ですけれども、意見なしということです。

「安全」について何か補足することは、水村委員、ありますでしょうか。

○水村委員 329～331ページに安全の予測結果が掲載されておりますけれども、こちらも新規整備施設ということで、3点について、危険物施設等からの安全性の確保、バリアフリー化の程度、電力供給に関しては施行計画図等からの検討となります。

基本的に計画の段階では、上記の3点に対して、関連法令、基準等を満たしているということで、今回は意見なしといたしました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

池上委員、「消防・防災」の説明について何か補足することはございますか。

○池上委員 353ページをご覧いただきたいのですが、「9.16.3 ミティゲーション」に書かれているとおり、「・建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防火基準を満たした計画とする」ということで安心はしているのですが、その次の「・災害時の避難経路は、非常時でも迷わず速やかに国道等へ避難できるよう計画する」というのがあります。

私がいつも心配しているのが、私から見て左側ですが、柳会長から見て真っ正面に緑の標識があります。あれはどこにでもあるのですが、非常口、ここから出たら避難する道へ通じるのだということで、左に絵が描いてありますね。これがとても心配で、出たら必ず左に行けばいいということではないのですね。出て、必ずあの標識に、右に行くのだったら右側を向いていて、矢印があるのです。矢印の方向に逃げなさいということなのですが、こういう説明をしないとなかなか、逃げて、非常時にあれを見て左だと思ったら一番困る。せつかく新しくするわけですからね。

都庁内にも、こういうのがたくさんあります。必ずこちらの方向ではないというのはたくさんあるので、この辺をせつかくの機会ですからきちんと徹底して、出て、どちらの方向に曲がるのかが分かるように、出たところに正しい矢印があるという、そこが非常に懸念している部分ですので、ぜひ絵標識の徹底をお願いいたしますということです。

それから、5月22日に現地に行かれた方は御存じなのですが、のぼり旗が現地には立っているのです。都庁の1階、2階にもラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックののぼり旗がたくさん掲示されています。

その下のほうをご覧くださいと、防災製品というラベルが張ってあります。あれは日本防災協会から認定されて張ってあるもので、例えば火をつけられても燃え広がらないという繊維が使われているのです。燃えないとは言えないのですが、下のほうで焦げて、上のほうにぱっと。防災製品でないものだったら、火をつけたら縦に、ひらひらしていますから、カーテンと同じでたちまち上に火がついてしまいます。そういうことを懸念して、防災製品が使われているということで、今日お帰りにぜひ、1階や2階で御確認いただきたいのですが、そういうものが既に燃えにくいものになっているということで、現地視察に行かれたときにもそういう旗がありましたら、下のほうを見ていただきますと、そういう繊維が使われていて、既に防火対策はとられているのだということをお確認いただきたいと思います。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 あのマークは、海外出張でも見かけるので世界共通なのだろうと想像するのですけれども、あれの左右対称バージョンが使われた例というのはないのですか。

○池上委員 今のところ、矢印を示すほうはちゃんと右なら右向き、今、これは左に向いていますね。右向きのもの、左向きのもの、それは徹底しているのです。

恐らく何も考えずに、あそこの非常口はこれにしようと思ったのだと思うのですね。とても安易な標識のつけ方で、そういう私もそうだったのですが、講演に行って「あのマークは、実際に出たら右が避難路なのに何で左向きなのか」という質問があったのです。そのときは私も分からずに、もう大分前なのですけれども、「調査をしてからお答えします」ということで、調べてみたらほとんどが左向きでした。

だから、これは非常口なので矢印方向に逃げなければだめだということを言っているのですが、意外にそれを認識している方が少ないということでもとても心配しています。

せっかく外国人の方もたくさんいらっしゃるし、この機会にぜひ徹底していただいて、先生方の大学も見てください。御確認いただきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

「消防・防災」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

続いて、中項目「交通」の小項目「交通渋滞」「交通安全」について審議を行います。

こちらは水村委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料5-6をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

審議資料、項目：交通（交通安全）

担当：水村委員。

意見

【交通安全】

工事用車両の走行にあたり、都道318号環状七号線及び都道308号千住小松川葛西沖線（船堀街道）を利用するとしているが、この周囲には教育施設や福祉施設があることから、歩行者、自転車、一般車両等を優先するなど環境保全措置を徹底し、より一層の交通安全の確保に努めること。

これにつきましては、366ページに計画地周辺の公共施設と工事用車両のルートが載っております。

先ほど「騒音・振動」の部分でも申し上げたのですけれども、工事用車両が通行する都道の周囲には、学校ですとか保育園、高齢者施設などの福祉施設があるというような状況でござ

ざいます。そのため、歩行者、自転車、一般車両を優先する等、環境保全措置を徹底していただいて、より一層の交通安全の確保に努めていただきたいというのが意見の趣旨でございます。

事務局からは以上です。

○柳会長 水村委員、「交通渋滞」「交通安全」の説明につきまして何か補足することはございますか。

○水村委員 御説明いただいたとおりですけれども、教育施設、福祉施設が点在することと、あわせて、会場のすぐ北側は水再生センターやトラックターミナルなのですけれども、さらに北に行きますと、戸建てや集合住宅の住宅地が点在しているということが考えられますので、生活道路と工事用車両のルート重複等が考えられますので、このような意見をつけさせていただきました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようですので「交通渋滞」「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることといたします。

それでは、本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料6をご覧ください。

先ほどと同様、本日項目審議をさせていただいたものについては読み上げを省略させていただきます。

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）について（意見）

第1 審議経過

本評価委員会では、平成29年3月29日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、資料6の4ページについてございます。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

本日項目審議をしていないものということで、2ページの【資源・廃棄物】のほうを読み上げさせていただきます。

【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】

（水利用）

- ① 本事業は、競技コースの貯留水及び補給水・洗浄水に全て上水を使用する計画としているが、上水以外の利用の可能性について示すこと。
- ② ろ過施設を設置することで貯留水の入替え頻度を抑え、上水使用量の節約を図るとしているが、ろ過施設の仕様、運用計画や補給水・洗浄水量が不明確であるため、これらを具体的に示すこと。

（廃棄物）

設備等の持続的稼働に伴う廃棄物については、「江戸川区一般廃棄物処理基本計画」における再資源化率の目標値30%に鑑み、より高い再資源化率を達成するよう努めること。

（エコマテリアル）

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

次は、3ページになります。

【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】

（温室効果ガス、エネルギー 共通）

温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量について、管理棟に係る削減対策が環境保全措置として挙げられているが、本事業においては競技コースの揚水ポンプや

ろ過施設による影響が大きいことから、これらの施設についても必要な環境保全措置を講じ、より一層の削減に努めること。

【土地利用（土地利用）】

（土地利用）

葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設との一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点となるとしていることから、この一体的な活用について、具体的に記述すること。

4ページのほうには、先ほど申し上げた付表がついてございます。

資料6の説明については以上になります。

○柳会長 ただいまの説明について、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御質問、御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読した案文のとおり、本委員会の意見としたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを配付してください。

（かがみを配付）

○柳会長 それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 はい。

29東環評第2号

平成29年5月26日

東京都環境局長

遠藤 雅彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

実施段階環境影響評価書案（カヌー・スラローム会場）について（意見）

平成29年3月29日付28環総政第1029号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会

の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げさせていただいたとおりになります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することといたします。

最後に、本日、事務局からの説明について何か質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会は終了させていただきます。

(午後0時08分閉会)